

**改正**

平成3年5月28日教育長訓令第7号

平成18年4月15日教育長訓令第5号

平成25年4月1日教育長訓令第2号

千歳市民文化センター条例施行規則（昭和58年千歳市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

千歳市民文化センター管理運営規程

**第1条** 千歳市民文化センター条例（昭和58年千歳市条例第24号。以下「条例」という。）第6条第3項ただし書の場合は次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用者であるとき。
- (2) 収益金の全部又は2分の1以上を慈善事業に供する者が使用者であるとき。
- (3) その他教育委員会が前各号に準ずると認めた者が使用者であるとき。

**第2条** 条例第11条に規定する損害賠償は次によるものとする。

- (1) 破損、汚損又は滅失した建物、附属施設設備及び備付物品は、教育委員会が復元する。
- (2) 前号に係る費用は、原因者がその全額を負担するものとする。

2 同条ただし書の場合は概ね次によるものとする。

- (1) 正当な使用手順による使用中に発生したとき。
- (2) 天災とのかかわりで発生したとき。
- (3) その他過失が一切ないと認められるとき。

**第3条** 千歳市民文化センター（以下「文化センター」という。）及びその敷地内で許可する販売行為等は、次のものに限る。

- (1) 学会、全国・全道大会等に使用する場で、その使用目的に必要な資料等を、使用者自らが頒布するもの
- (2) 映画会、演劇会、音楽会その他これらに類する催物のため使用する場で、これらに係るプログラム、ポスター等を使用者自らが頒布するもの
- (3) 慈善事業及び団体の行う文化基金造成事業
- (4) 即売を伴わない商品展示会等
- (5) その他教育委員会がやむを得ないと認めたもの

**第4条** 使用許可申請の受付要領は、次によるものとする。

- (1) 受付時間は、原則として開館日の午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。
- (2) 午前9時までに申請のために来館した者が多数である場合は抽選等により申請順を決定する。その後の来館者については、前記の受付終了後、到着順に受け付ける。
- (3) 使用当日の変更申請は、第1号の規定にかかわらず随時受け付けるものとする。

2 規則第2条第1項の規定にかかわらず、次の使用については受付開始日前に予約を受け、申請受付日に第1順位として受け付けることができるものとする。

- (1) 公共的な使用
- (2) 全国・全道にわたる大規模な大会等
- (3) その他教育委員会が特に必要と認めるもの

**第5条** 条例第6条に基づく別表第2の「割増使用料」の表の適用に係る定義は次による。

- (1) 営利・営業の目的
  - (ア) 興業
  - (イ) 企業が使用するもの。ただし、その従業員の家族又は不特定の市民を対象とする文化事業等は除く。
  - (ウ) 即売の有無にかかわらず、業とする芸術家の展覧会等
  - (エ) その他名目にかかわらず、直接間接であるとを問わず営利営業と認められるもの
- (2) 入場料等
  - (ア) 入場料
  - (イ) 鑑賞のための会費等
  - (ウ) その他名目の如何を問わず、無償で入場できないもの

2 営利・営業の目的で使用する場合を除き、準備又はリハーサルに要する時間については、割増使用料に係る使用時間とはみなさない。

3 社会教育関係団体等が、活動資金造成の目的をもって入場料を徴収する場合であつて、その収支予算及び決算が妥当であると教育委員会が認めたときは、割増使用料は適用しない。

**第6条** 規則第7条第1項に基づく別表2の減免区分は概ね次による。

- (1) 市が主催するもの  
市、各行政委員会及び義務教育機関が、その本来の目的のために行うもの
- (2) 社会教育関係団体

千歳市社会教育関係団体登録規程（昭和58年教育長訓令第6号）第6条の基準により必要な要件を整えた団体であると認めたもの（PTA等を含む。）

(3) 労働団体

労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条、地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第5条及び公共企業体等労働関係法（昭和23年法律第257号）第4条に規定する団体並びにそれらの連合体、上記団体の構成員等をもつて構成する共済組織をいう。

(4) 社会福祉団体

千歳市社会福祉協議会及び同協議会に登録されている団体をいう。

(5) 産業経済団体

商工会議所、工業クラブ、商店街振興組合及びその連合会、同業者組合、商店会、農業協同組合、医師会等の団体をいう。

(6) 地域自治会

町内会及びその連合会、コミュニティ協議会をいう。

(7) 生活改善運動形式の祝賀会等

会費3,000円以内、2時間以内で行うもの

(8) 別表2の減免規定第12項の減免区分は、概ね次のとおりとする。

ア 文化団体連絡協議会が主催する市民芸術祭（総会で承認された事業）。ただし、当日及び前日のリハーサル若しくは準備等に限るものとする。 全額 免除

イ 石狩管内芸術祭 5割 減額

ウ 交通安全協会 5割 減額

エ 次の各号に掲げる団体が営利を目的とせず、教育活動の一環として使用する場合 全額 免除

(ア) 中学校文化連盟（市内・管内）

(イ) 教育研究会（市内・管内・全道）

(ウ) PTA連合会（市内・管内・全道）

(エ) 校長会（市内・管内・全道）

(オ) 教頭会（市内・管内・全道）

(カ) 石狩管内特別支援教育振興会

(キ) 石狩管内特別支援学級設置校長協会

- (ク) 創意（発明）工夫教育研究連盟（市内・管内・道内）
- (ケ) 公立小中学校事務職員協議会（市内・管内・全道）
- (コ) 教育機器活用連盟（市内・管内・全道）
- (サ) 中学校進路指導協議会（市内・管内・全道）
- (シ) へき地複式教育研究連盟（市内・管内・全道）
- (ス) その他市内小中学校教職員が構成員となっている教育関係機関・団体で教育長が特に必要と認める場合

**第7条** プラネタリウムは、休館日、点検日、ソフトウェア入替調整の日以外でセンター長が必要と認めたときに投影するものとする。

**附 則**

この訓令は、昭和58年12月1日から施行する。

**附 則**（平成3年5月28日教育長訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の千歳市民文化センター管理運営規程第5条の規定は、この訓令施行の日以後の使用許可に係る使用について適用し、同日前に使用を許可した使用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年4月15日教育長訓令第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千歳市民文化センター管理運営規程は、平成18年6月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年4月1日教育長訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。